

平成30年2月28日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	古川 有里	内線2087 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

## 平成29年12月分 毎月勤労統計調査結果

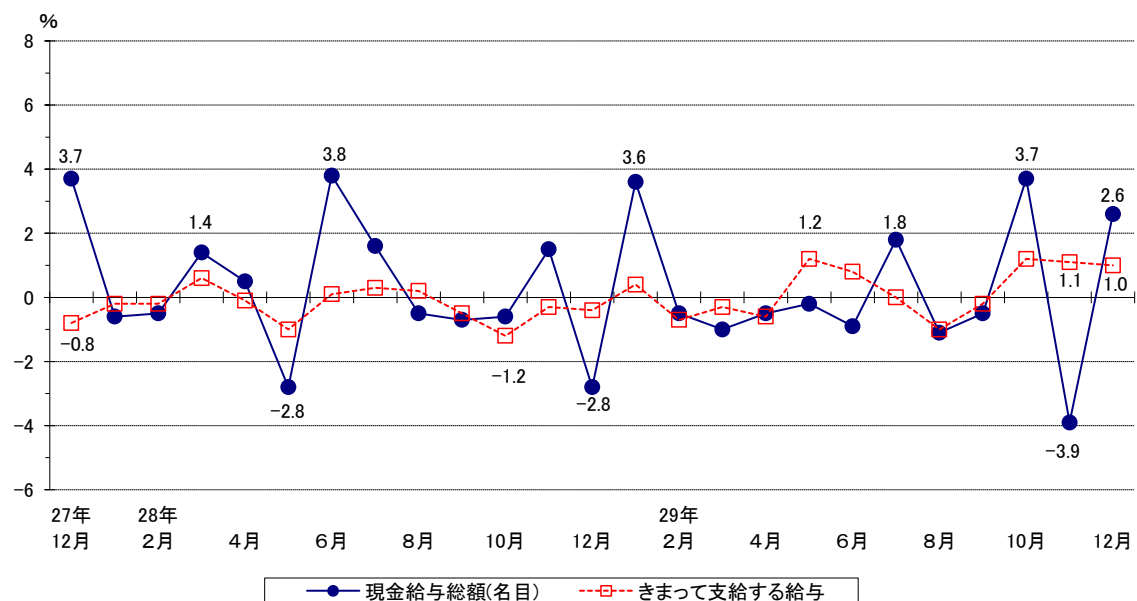
### 賃金

- ・12月のきまって支給する給与は、規模5人以上で247,040円、前年同月比6.7%増で、12ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では266,342円、前年同月比1.0%増で、3ヶ月連続で前年同月を上回った。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で493,243円、前年同月比5.9%増で、9ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では587,556円、前年同月比2.6%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	
	円		%	%	円	%	%	円	%	円	%	円	円	
【事業所規模5人以上】														
調査産業計	493 243	170.2	92.3	5.9	247 040	0.5	6.7	227 738	6.5	19 302	246 203	11 999		
建設業	477 017	114.5	31.8	0.2	338 583	△1.9	16.9	322 170	15.8	16 413	138 434	△ 48 142		
製造業	584 589	176.6	97.5	7.7	281 037	0.5	5.6	245 839	4.8	35 198	303 552	26 484		
卸売業、小売業	326 863	154.4	74.1	0.0	181 780	△0.6	6.0	173 314	6.0	8 466	145 083	△ 10 379		
医療、福祉	544 811	175.0	105.9	7.4	253 574	1.5	2.9	236 983	3.6	16 591	291 237	30 637		
【事業所規模30人以上】														
調査産業計	587 556	181.9	111.0	2.6	266 342	0.0	1.0	240 864	0.7	25 478	321 214	12 337		
建設業	454 136	117.7	35.1	△21.3	313 252	△6.8	△1.3	303 581	△1.6	9 671	140 884	△ 119 164		
製造業	670 080	183.8	109.3	5.1	298 278	0.0	2.6	257 745	1.8	40 533	371 802	25 602		
卸売業、小売業	336 877	173.8	98.4	1.2	174 671	3.0	0.6	165 180	0.8	9 491	162 206	2 987		
医療、福祉	687 533	194.7	136.9	8.5	292 677	0.8	0.3	269 103	0.8	23 574	394 856	52 959		

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



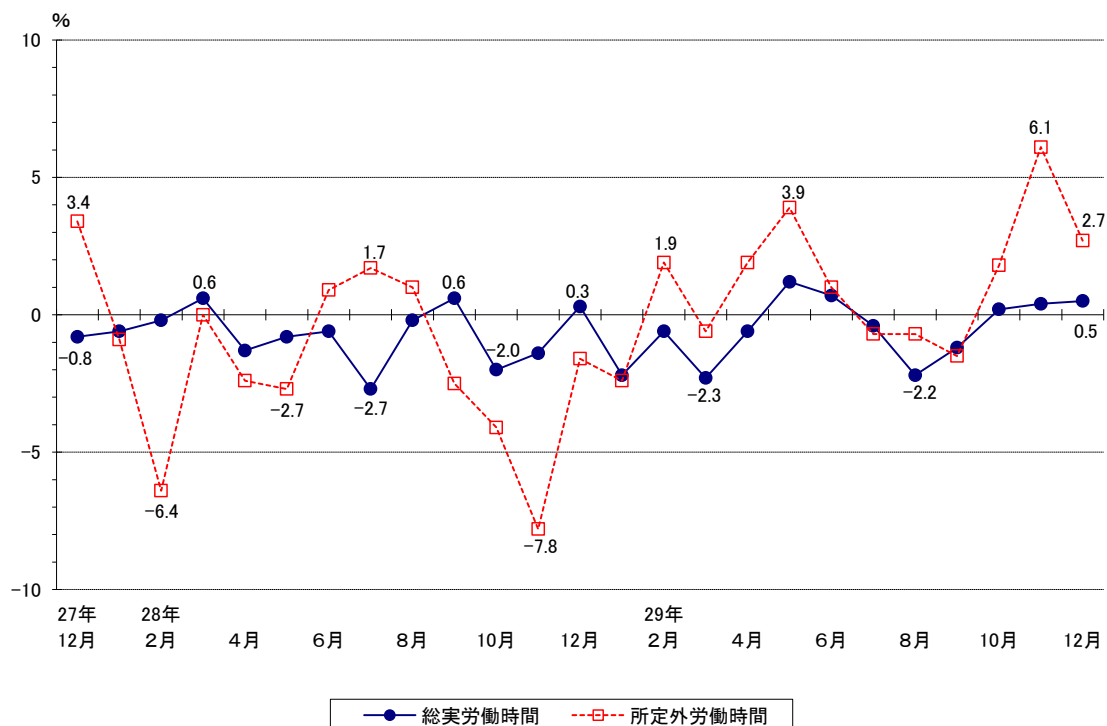
## 労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で147.2時間、前年同月比2.8%増で、8ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では151.7時間、前年同月比0.5%増で、3ヶ月連続で前年同月を上回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で11.0時間、前年同月比3.9%増で、9ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では12.8時間、前年同月比2.7%増で、3ヶ月連続で前年同月を上回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間								出 勤 日 数		
	時間				%				実 数	前月差	前年同月差
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比				
【事業所規模5人以上】											
調 査 産 業 計	147.2	99.8	△0.7	2.8	11.0	0.9	3.9	19.1	△0.2	0.3	
建 設 業	172.0	101.7	△1.2	8.2	9.5	△13.6	78.6	21.7	△0.1	0.7	
製 造 業	175.3	104.7	0.3	1.8	19.0	3.8	6.1	20.7	△0.1	0.3	
卸 売 業、小 売 業	129.4	97.1	△0.9	4.9	6.4	4.9	44.8	18.3	△0.4	△0.1	
医 療、福 祉	134.5	98.0	△0.1	2.1	4.4	0.0	△1.5	18.5	△0.1	0.4	
【事業所規模30人以上】											
調 査 産 業 計	151.7	100.1	△0.9	0.5	12.8	2.4	2.7	19.1	△0.3	0.1	
建 設 業	156.0	99.2	△8.1	0.9	6.6	△14.3	△24.4	20.2	△1.5	0.7	
製 造 業	176.7	104.1	△0.4	0.9	20.6	1.0	4.5	20.4	△0.2	0.1	
卸 売 業、小 売 業	129.0	97.9	0.0	△2.1	5.7	18.8	13.6	19.0	△0.3	△0.5	
医 療、福 祉	139.9	98.7	△0.4	1.4	4.7	0.0	△5.1	18.4	△0.1	0.2	

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



# 雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で667,450人、前年同月比0.1%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。
- また、規模30人以上では346,193人、前年同月比0.4%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で28.2%となり、前年同月差0.5ポイント低下した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者				パートタイム労働者		労 働 異 動	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	労働者比率	労働者比率 前年同月差	入職率	離職率
【事業所規模5人以上】								
調 査 産 業 計	667 450	102.4	0.0	△ 0.1	33.4	△ 4.1	1.31	1.25
建 設 業	43 443	115.8	0.1	△ 1.9	11.2	△ 4.1	0.27	0.16
製 造 業	174 448	99.4	0.1	0.9	16.5	△ 3.3	1.21	0.94
卸 売 業、小 売 業	104 757	98.8	0.2	1.1	58.0	△ 3.3	1.51	1.27
医 療、福 祉	87 413	97.8	△ 0.1	△ 1.3	29.3	△ 5.0	0.66	0.73
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	346 193	99.8	△ 0.1	△ 0.4	28.2	△ 0.5	0.88	0.95
建 設 業	10 616	103.5	△ 0.7	2.4	15.8	△ 3.0	0.00	0.66
製 造 業	123 344	97.8	△ 0.2	0.0	13.7	△ 0.6	0.58	0.62
卸 売 業、小 売 業	37 664	94.2	△ 0.2	△ 1.2	67.6	2.1	1.18	1.39
医 療、福 祉	52 862	95.1	△ 0.5	△ 5.3	22.1	△ 1.0	0.47	0.97

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－

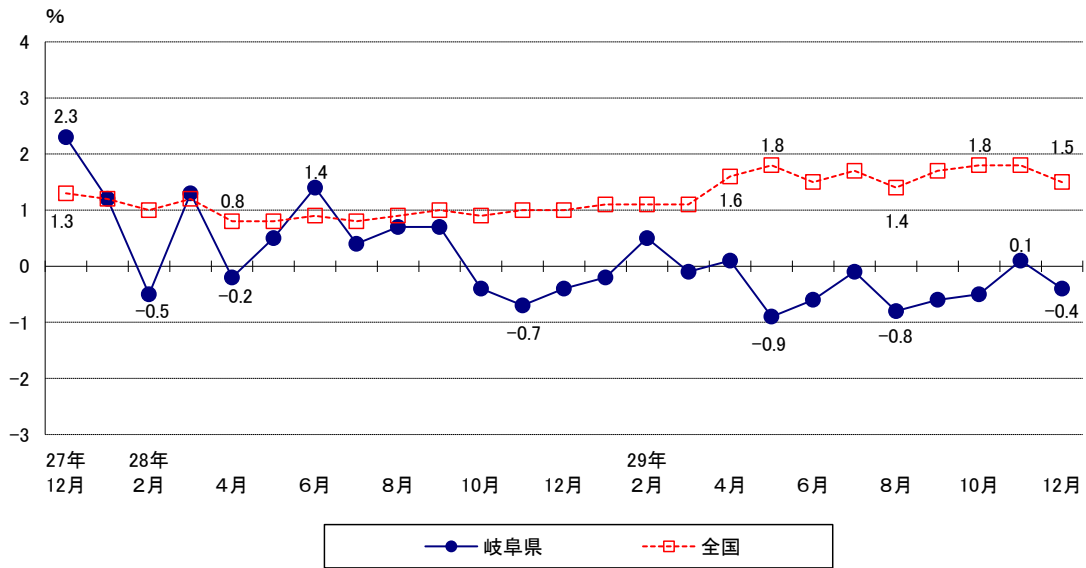
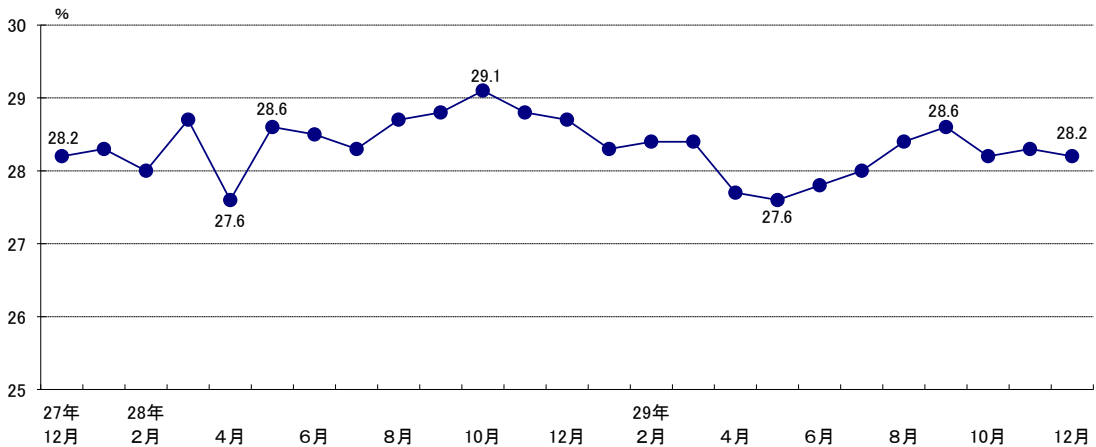


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模30人以上・調査産業計－



## 【利用上の注意】

- 1 平成 29 年 1 月分調査から、賃金・労働時間及び雇用指数は平成 27 年平均を 100 とする平成 27 年基準を使用。これに伴い、平成 28 年 12 月分までの指数を平成 27 年平均が 100 となるように改訂した。
- 2 平成 28 年 12 月分までの増減率は平成 22 年基準の指数を用いて計算をしたものである。そのため、平成 27 年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。  
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 5 現在の指数の基準時は、平成 27 年（2015 年）である。
- 6 常用労働者とは、
  - ① 期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者
  - ② 日々又は 1 か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前 2 か月間にそれぞれ 18 日以上雇われている者。のいずれかに該当する者をいう。
- 7 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
  - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
  - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

## 【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 750 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/tokei/tokei-joho/11111/>